

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

022	(株)西神奈川環境整備山北廃棄物処理場建設事業	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	<p>実施区域は、県内の主要な水源の一つである酒匂川の上流に位置し、周辺には富士箱根伊豆国立公園の箱根地域、県立丹沢大山自然公園及び谷ヶ平山自然環境保全地域を控えているが、昭和48年頃から実施された採石の影響により、土砂崩壊や土砂流出のおそれが大きい地域となっている。このような状況下において、本件事業に関して地元町議会及び周辺市町議会から反対の意見書が提出され、また、地元自治会等から反対意見が表明されており、事業者は、施設の内容や管理・運営体制をより適切なものとするべく事業計画の見直しを行い、地元住民等の不安を一掃するよう努めること。</p>	<p>計画地周辺には自然公園地域等が広がり水源地でもあることを踏まえて、安全性を高める観点から次のように変更します。また、事業を実施する前に、地元山北町当局に事業内容を十分に説明・協議して理解を得るようにします。</p> <p>①土地利用計画の見直し 事業規模を縮小し、埋立容量を約75万m³から約57万m³に変更します。また、東名高速道路（上り専用線）の供用に伴い、防災施設の充実を図るために開発対象面積を80,900m²から88,500m²に変更します。さらに、浸出水処理施設区域、雨水調整地区域及び植栽区域の面積を増加して安全性の確保と修景に努めます。</p> <p>②事業内容の見直し 災害時における基礎地盤の安定性、土堰堤本体の変動のおそれ等を総合的に考慮して、貯留構築物については、土堰堤の構築を取り止め、コンクリート構造物とします。また、廃棄物の受入れに当たっては、埋立品目を明示した統一伝票を使用することにより、有害物質の混入を防止します。</p> <p>③造成計画の見直し 現況地盤からの掘込みを少なくし、また、埋立造成高を予測評価書案における高さよりも約10m低くし、かつ、法面勾配を緩くします。さらに、埋立完了時には覆土を施し、法面部にはプラスチックの法枠を張って植栽を行い、雨水の浸食等による廃棄物の飛散及び流出の防止に努めます。</p>
大気汚染(粉じん)	<p>造成工事に伴い発生する土砂について、そのほとんどを埋立ての際の覆土用土砂として用いるため、実施区域外の保管場所に仮置きする計画となっているが、保管場所からの粉じんの影響について具体的に明らかにするとともに、その対策について検討すること。</p>	<p>余剰土砂は、他の事業者に造成用客土として譲渡しますので、実施区域外での保管はしません。また、覆土用土砂は、必要に応じて外部から搬入します。</p>
水質汚濁(特定物質、水素イオン濃度等)	<p>(1) 周辺からの雨水等の浸入防止対策について ①埋立地周辺から流入する雨水を排水施設により排除するとしているが、土砂が排水施設に流入・堆積して溢水が埋立地に流入することが予想されるので、周辺からの雨水の排除方法について検討すること。 ②埋立地内に地下水の浸入の可能性が大きい区域があると考えられるので、その影響について調査するとともに対策を講ずる。</p> <p>(2) 浸出水量の把握について 浸出水量を十分に把握し、降雨により浸出水量が増加した場合に備えて、調整池容量を確保すること。</p>	<p>(1) 周辺からの雨水等の浸入防止対策について ①計画地東側の急傾斜地の各小段に側溝を設定し、雨水等をテラス排水溝に導くとともに、土砂の流入や落石による排水溝等の破壊を防止するために傾斜地の下部に待受式擁壁工（ロックフェンス）を設置します。 ②中空重力式ダム、L型擁壁等で側面部及び底面部の全てを岩着させるほか、もたれ式擁壁及び遮水鋼矢板を設置して地下水の浸入を防止します。</p> <p>(2) 浸出水量の把握について 埋立地外のほかに埋立地内にも調整槽を設置して、安全を図ります。</p>

	<p>(3) 浸出水の水質の把握について ① 廃棄物の種類別の量、性状等を把握したうえで浸出水の水質を明らかにすること。 ② 有青物質を含む廃棄物をコンクリート固形化した廃棄物を有機物と混合して埋め立てた場合、有害物質が溶出する可能性が大きいことから、その影響について検討するとともに、対策を講ずること。 ③ 有害物質等の混入を防止するために受入基準の設定など具体的な防止対策や監視体制について検討し、チェック方法を明らかにすること。</p>	<p>(3) 浸出水の水質の把握について ① 本事業における廃棄物の品目別の埋立量は未定ですが、既設の処分場について行われた調査を参考にして水質を想定しました。 ② 事業計画を見直し、コンクリート固形化物は取り扱わないこととします。 ③ 廃棄物排出事業者、収集・運搬業者及び処理業者において三者間協定を締結し、管理・監視体制の万全を期します。さらに、関係機関と協議のうえ、独自の受入基準を設定することを検討するほか、排出事業者に対しては廃棄物の成分試験結果表等の提出を義務付けます。</p>
	<p>(4) 遮水工等の安全性の確保について 埋め立てる廃棄物の重量により遮水シートが破損するおそれがあるなど、遮水シートの通水性に不安があるため、具体的な安全対策を図ること。</p>	<p>(4) 遮水工等の安全性の確保について 埋立地の底面は岩盤層まで掘削し不等沈下を防止するとともに、遮水シートが直接、廃棄物や岩盤に接して破損することを防ぐため、粘性土、碎石等を敷きます。</p>
	<p>(5) 浸出水処理施設の性能及び逆転管理について 定期的な水質試験及び魚類等による水質監視の実施を含め、浸出水処理施設の適切な運転管理の方法について検討すること。</p>	<p>(5) 浸出水処理施設の性能及び運転管理について 処理水を放流する調整池に魚類を飼い、水質悪化を事前に察知するとともに、計量証明事務の資格を持つ分析機関に依頼して定期的に処理水の測定を行い、分析結果を足柄上地区行政センター及び山北町に報告するとともに、必要に応じて行政機関に検査を要望します。</p>
	<p>(6) 埋立終了後の浸出水処理施設等の保守管理について 埋め立てる廃棄物の種類及び性状、埋立工法、中間覆土等の状況によっては、相当長期にわたって浸出水の処理が必要と考えられるので、埋立終了後の浸出水処理施設の運転・保守管理を確実に実施できるよう、その期間、方法、管理体制等について検討すること。</p>	<p>(6) 埋立終了後の浸出水処理施設等の保守管理について 埋立終了後も浸出水処理施設は運転を継続し、浸出水の水質の安定を公的機関が確認した時点で運転を停止します。また、運転要員は、埋立地の管理・監視も兼務し、事故の防止に万全を尽くします。跡地は、一部を苗圃として整地し、苗木生産等を行うこととし、埋立地の管理と同時に進めるよう検討します。</p>
	<p>(7) 地下水汚染の監視について 浸出水による地下水汚染を監視するための観測井の位置、深さ及び構造を明らかにするとともに、地下水の分析頻度、分析する水質項目等についても検討すること。</p>	<p>(7) 地下水汚染の監視について 観測井は浸出水処理施設及び浸出水調整槽の下流部に設置します。井戸の口径は採水機器が使用できる大きさとし、水質については、計量証明事務の資格をもつ分析機関に依頼して定期的に測定を行い、分析結果を足柄上地区行政センター及び山北町に報告するとともに、必要に応じて行政機関に検査を要望します。</p>
<p>水質汚濁(外観)</p>	<p>工事に着手すると、植生が除去され、土砂が露出し、濁水濃度が工事着手前より高くなると考えられるので、工事の進捗状況に応じた濁水濃度を予測し、その対策について検討すること。</p>	<p>濁水濃度については、工事の進捗状況に応じて予測しました。また、濁水の流出防止を図るため、仮設沈砂池を場内2か所に設置します。</p>
<p>騒音(建設作業騒音)</p>	<p>実施区域外にある覆土用土砂の仮置場について、鮎沢川をはさんで人家が存在することから、土砂の搬出入時に使用する車両、工所用重機等の騒音の予測評価を行いその結果によっては対策を検討すること。</p>	<p>覆土用土砂は仮置きしないことに変更します。また、土砂搬出入時に車両、重機等から発生する騒音を予測したところ、周辺に与える影響は軽微であると考えられます。</p>
<p>悪臭</p>	<p>実施区域に隣接して東名高速道路の拡幅工事が行われているので、供用後の当該道路に対する悪臭の影響を予測評価し、結果によっては対策を講ずること。</p>	<p>季節や天候などを考慮して消臭剤を散布するとともに廃棄物への即日覆土を励行します。</p>

<p>廃棄物(産業廃棄物)</p>	<p>実施区域の一部に過去に埋め立てられた廃棄物があり、これらは現況のまま除去しないとしているが、その位置が土堰堤の設置予定地に重なること、工事方法によっては既埋立廃棄物層への雨水の新たな浸透が考えられることから、既埋立廃棄物の処分のやり直しを含めた対策について検討すること。</p>	<p>既埋立廃棄物の流出等を防止するため、土堰堤を中空重力式ダム及びL型擁壁等に変更し、側方流動荷重及び上部荷重の低減を図ります。また、既埋立廃棄物が存在する区域は造成工事区域に含まないこととし、造成等に際しては、十分に注意を払います。</p>
<p>水象</p>	<p>(1) 実施区域内の雨水の排水について 実施区域には急峻な法面があり、排水施設の棚道上、雨水の流速が著しく増加すると予想されるので、排水施設の強度や水路の勾配に留意するほか、流速を減衰させるための落差工の設置等の対策を検討すること。</p> <p>(2) 雨水調整池の能力等について 雨水調整池の下流の水路狭窄部の流下能力が小さく、溢水の可能性があるため、東名高速道路からの雨水排水を含め、流域の状況を詳細に把握したうえで、適切な対策を講ずること。</p>	<p>(1) 実施区域内の雨水の排水について 各所に集水柵を設置し、流速の減衰や適切な勾配の保持を図った設計とし、テラス排水溝の末端部については、流速を減速させるため、階段構造の側溝とし、勾配を緩くします。</p> <p>(2) 雨水調整池の能力等について 関係行政機関等の基準、指針等を参考に、東名高速道路の雨水排水をも含めて、最大放流量を3.6 m³/sec (当初4.75 m³/sec)に減じ、また、必要調整池容量を4,875m³ (当初 2,972m³)に増量します。</p>
<p>地象 (埋立地に設定される土堰堤の安全性について)</p>	<p>①設置場所の基礎部の調査を詳細に実施するとともに、地震や異常気象をも想定した具体的な安全対策について検討すること。</p> <p>②処分場を閉鎖する時期まで土堰堤の安全性の確認が必要となるので、長期にわたる動態観測の実施について、管理体制も含め検討すること。</p> <p>③降雨時には浸出水排水管の末端に設置した遮断弁を閉鎖することにより、浸出水を一時埋立地内に貯留する計画となっているが、当該排水管の構造、材料、工法等が明らかでないため、遮水工及び排水管の設置の計画を抜本的に見直すこと。</p> <p>④南東側法面に大きな崩壊が見られるため、土砂の流出による影響について、調査検討すること。</p> <p>⑤埋立地の上面、法面等の表面土塊が雨水に浸蝕されることによる廃棄物の露出、飛散及び流出を防止するため、事業計画の内容を抜本的に見直すこと。</p>	<p>①②基礎地盤の安定性、土堰堤本体の変動等を総合的に考慮し、機能性、安全性、耐震性の観点から、貯留構造物については、土堰堤の構築を取り止め、コンクリート構造物の中空重力式ダム及びL型擁壁等に変更します。また、巡回により異常を察知するなど将来にわたって定期的に動態監視を実施します。</p> <p>③浸出水排水管については、外圧・内圧に対する強度を有していること、酸・アルカリ等による腐食に強いこと、不等沈下等の不測の変位に際しても可能性があるなどの条件を比較検討してダクタイル鋳鉄管を採用します。</p> <p>④現況崩壊箇所については、谷止工を設置し、埋立地への影響をなくします。</p> <p>⑤埋立地の最終形状は、ひな段形式とし、段差は、緩やかな勾配をもたせるようにして、表土の流出や廃棄物の露出を防止できるようにします。</p>
<p>植物・動物・生態系</p>	<p>(1) 緑化計画について ①埋立終了後の跡地については速やかな緑化や生態系の早期回復を図る必要があり、植栽方法や跡地利用方法等について具体的な方策を明らかにすること。また、実施区域は埋め戻し跡地であるため、植栽に当たっては客土等の効果的な緑化対策を検討するほか、法面の土壌が雨水により流出するおそれがあるので、これに留意した緑化対流を検討すること。</p> <p>②緑化に際しては周辺に生息する動物等に配慮した樹種を導入するなどの対策について検討すること。</p> <p>(2) 動物及び植物の影響について ハエ、ネズミ、カラス等による衛生上の被害に対する対策について検討すること。</p>	<p>(1) 緑化計画について ①跡地については、埋立てが完了した場所から順次、約2mの覆土を施しますが、表層下30cm程度に肥沃土を敷き、肥料木として効果のあるヤシバブシやヤマハンノキの1年生苗を植え付けます。さらに、中空重力式ダムの工事中の法面については種子吹付けにより緑化を図ります。また、みどりの協定を締結してそれを遵守します。</p> <p>②緑化に当たっては区域内を3ゾーンに分け、それぞれの景観や動物相に調和した落葉広葉樹、誘鳥木等を取り入れて潜在自然植生の早期回復を目指します。</p> <p>(2) 動物及び植物の影響について 必要に応じて毒性の低い薬剤を散布するほか、即日覆土を実施します。</p>

<p>景観</p>	<p>実施区域に隣接して東名高速道路の拡幅工事が行われているため、供用後の当該道路から実施区域に対しての眺望可能範囲を把握して対策を検討すること。</p>	<p>走行中の大型バス等の左座席から計画地内を見下ろせますが、眺望時間が短いことなどから、眺望への影響は少ないと判断されます。</p>
<p>その他</p>	<p>(1) 埋立中の環境モニタリング等の実施について 十分なモニタリングを実施するとともに、管理体制を整備することについて具体的な検討を行うこと。</p> <p>(2) 火災等の発生の防止について 火災発生防止に対する具体的な対策について検討すること。</p> <p>(3) 諸施設等の保管管理体制等について 長期にわたり一定の土地管理や施設管理が必要であるため、これらの管理を継続して実施できる体制について検討すること。</p>	<p>(1)埋立中の環境モニタリング等の実施について 環境モニタリングを実施し、万一、結果に異常が生じたときは、速やかに施設の運転を停止するとともに、直ちに足柄上地区行政センター、山北町等の関係機関に連絡して、その指導を仰ぎ、原因の究明に当たります。</p> <p>(2) 火災等の発生の防止について ガス抜き管によって発生ガスを速やかに拡散するほか、即日覆土や監視の徹底を図ります。また、防火用水槽を設置し、即時に散水消火できるようにします。</p> <p>(3) 諸施設等の保守管理体制等について 事業開始から閉鎖まで長期にわたって管理体制を整備するとともに、万一の災害に備えて補償基金の確保や保険への加入を行います。さらに、埋立終了から閉鎖までの管理経費として、売上の一部を積み立てることとし、その管理については、供託金的な考え方を導入します。また、その積立・運用状況については必要に応じて公開します。</p>